

木津川市公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

なお、この工事は京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和8年9月15日

木津川市長 谷口 雄一
(公印省略)

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 公園緑地支障木対策工事
(2) 工事番号 8－管－35
(3) 工事場所 木津川市南加茂台ほか 地内
(4) 工 期 令和8年10月23日から令和9年2月26日まで（予定）

- 2 工事概要 ア 高木伐採工 N＝148本
イ 支柱撤去工 N＝34本
ウ 高木処分工 m＝40, 500kg

- 3 予定価格 15, 823, 000円（税抜き）

4 契約条項を示す場所等

契約条件を示す場所、設計図書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒619－0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市総務部指導検査課

電 話 番 号 (0774) 75－1224

ファクシミリ番号 (0774) 72－8382

e-mailアドレス shido@city.kizugawa.lg.jp

5 入札に参加する者に必要な資格

許 可 の 種 類	造園工事業に係る特定又は一般建設業許可
業 種	造園工事
営 業 所 所 在 地	造園工事の有資格者の内、木津川市内に主たる営業所を有する者

配置予定技術者	主任技術者として造園工事に係る技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できる者であること。
その他	条件付一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおり

6 入札参加資格確認申請時の提出書類

（１）一般競争入札参加資格確認申請書

（２）一般競争入札参加資格確認資料

資格確認資料として、配置予定技術者調書（様式２）を提出すること。本入札においては、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載することができる。

7 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和８年９月１５日（火）午前９時から 令和８年９月２５日（金）午後４時まで	共通事項２のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和８年９月１５日（火）午前９時から 令和８年１０月１５日（木）午後２時まで	共通事項２のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和８年９月２４日（木） 午前９時から午後６時まで 令和８年９月２５日（金） 午前９時から午後４時まで	共通事項３のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問 ：令和８年９月２４日（木）正午まで 設計図書に関する質問 ：令和８年１０月２日（金）正午まで （ただし、土・日・祝日を除く）	共通事項５のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：令和８年１０月７日（水） （ただし、土・日・祝日を除く）	共通事項５のとおり
入札参加資格確認通知書発行予定日	令和８年９月２９日（火）	電子入札システムによる
入札期間	令和８年１０月１４日（水） 午前９時から午後６時まで 令和８年１０月１５日（木） 午前９時から午後２時まで	共通事項６のとおり
開札日時	令和８年１０月１６日（金）午後２時３０分	電子入札システムによる

8 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

9 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

ただし、税抜予定価格を超えて入札した者又は税抜最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札者を決定する。

10 支払条件

(1) 前払金

請求があった場合、契約金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

請求があった場合、「木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を中間前払いする。

(3) 部分払

有(1回)

(4) 中間前金払と部分払の選択

「木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領」の定めるところによる。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、木津川市契約事務規則、木津川市工事等電子入札運用基準、木津川市工事等競争入札心得、入札参加にあたっての留意事項の定めるところによるものとし、これらを遵守すること。

(2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

条件付一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 一般競争入札参加確認申請の時点において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する有効な許可を受け、かつ、同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査について有効な結果通知を受けている者であること。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。
- (8) 入札に参加する者に必要な資格における業種とは、当該発注年度において、総合点を付与された業種にあつてはその工事種別、付与されず資格有りとなされた業種にあつてはその工事種別をいう。
- (9) 入札に参加する者に必要な資格における総合点とは、当該発注年度における京都府木津川市建設工事総合点通知書に記載の工事種別ごとの総合点をいう。
- (10) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者でなければならない。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）

第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。))の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。))とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。))の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合、確認申請書等は、当該工事の入札参加要件を満たす者に限って有償で配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧設計図書(図面抜粋)については、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードできる。なお、設計図面については、図面中に記載の縮尺とは差異が生じる場合があるので注意すること。

イ 閲覧設計図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本工事は、原則として京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。))によって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う対象工事である。

機器の不具合等のやむを得ない理由から電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

ア 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。

なお、一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の容量が総量で2メガバイトを超える場合若しくは資格確認資料に正本が必要な場合は、その全部について該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（申請書の受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

イ やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、該当の公告に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、提出書類を該当の契約条項を示す場所にファクシミリ又は持参すること。（紙入札者の郵送提出は認めない。）

（2）その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、返却しないものとする。

エ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。

オ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理後速やかに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

（1）質問については、指定の様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリ又は電子メールで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。）

（2）回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に入札情報公開システムに掲載する。

（3）連絡先が記入されていない又は匿名でなされた確認申請書、資格確認資料及び設計図書等に関する質問については、回答しない。また、設計図書等に関する質問にあつては、入札参加者から提出された質疑書のみ回答する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。
なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、該当の契約条項を示す場所に持参又は郵送（入札期間までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。
- イ 紙入札者は、該当の公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参すること。

(2) 入札書受付期間

入札書受付期間のうち、最終日は、トラブル発生処理等の予備日とするため、原則最終日の前日までに入札書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 工事費内訳書

- ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は本公告で指示した金抜設計書の項目に一致させること。
なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。
また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）を記載すること。
- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告の5に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札
- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用し

て入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

コ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札

シ 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札

ス 所定の入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わない者。ただし、入札保証金免除の場合は、この限りではない。

セ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札

ソ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した者の行った入札

タ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提出した者の行った入札

チ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札

ツ その他入札条件に違反した者の行った入札

（６）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札を辞退することができる。辞退する場合、入札書を提出するまでの間は電子入札システムにおいて辞退の登録を行うものとし、入札書を提出以降、開札の開始に至るまでの間は入札辞退届を該当の契約条項を示す場所へ持参すること。また、電子入札における紙入札者については、開札の開始に至るまでに入札辞退届を持参すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

（７）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（８）契約書作成の要否

要する。

（９）持参による入札

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、工事名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とする。

イ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「工事費内訳書」と記載した中封筒を入れる。

ウ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

エ 「工事費内訳書」と記載した中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

オ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第10条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

10 契約書の作成

落札者の決定後、基準契約書Aを指導検査課で購入の上、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

11 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 電子入札者にあつては、木津川市ホームページに掲載されている「木津川市工事等電子入札運用基準」を遵守すること。
- (3) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。

- (7) 現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行うことがある。

- (8) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第10条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。
- (9) 落札者は、原則として資格確認資料で記載した配置予定技術者を当該工事に配置す

ること。

- (10) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。
- (11) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (12) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。